

(受理番号)	28-4	(受理年月日) 平成28年3月16日
<p>件名</p> <p>要旨</p>	陳 情	
	<p>自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の制定について</p> <p>近年、自転車事故の増加やそれに伴う賠償の高額化が社会問題となっている。その背景には、自転車利用者の増加や運転マナーの欠如、不十分な点検・整備などが考えられる。</p> <p>平成27年6月の道路交通法の改正により、交通取り締まりや指導による事故の減少が期待されているものの、自転車の点検・整備や、事故の際の賠償保険制度などの被害者救済措置については制度化されていない。</p> <p>こうした背景を踏まえ、兵庫県では「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定したほか、他県等でも同じ趣旨の条例を制定するなど、自転車の安全対策に取り組んでいる。</p> <p>特に、本県では、人口当たりの自転車事故の発生件数が全国上位にあることから、自転車の安全利用への対策が喫緊の課題となっている。</p> <p>については、自転車運行の安全確保や被害者救済が図られるよう、自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を制定されるよう陳情する。</p>	